

「令和8年熊本地震」により被災された皆様へ

住宅の被害拡大を防ぐための緊急修理制度があります
(屋根、外壁、建具等へのブルーシート展張など)

制度の対象と支援内容



対象となる住宅と世帯

住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、放置すると被害拡大の恐れがある世帯が対象です。

1世帯あたり

56,400 (税込)
円以内



支援内容

資材費（ブルーシート、ロープ、土のう）や、修理業者への労務費が含まれます。



対象となる修理箇所

屋根、外壁、建具（窓・玄関）など、雨漏りや風雨の侵入を防ぐための必要な部分。

申請の流れと実施方法



事前相談と写真撮影

相談フォームや窓口等で事前相談し、被害状況のわかる写真を「施工前・施工後」に必ず撮影してください。



修理業者等へ依頼



迅速な完了

二次被害を防ぐため、迅速に完了させる必要があります。

⚠ 安全作業とトラブル防止



高所作業はヘルメット・安全帯を着用し、必ず2人以上で実施してください。



悪質商法に注意!

「火災保険で無料」などの言葉を巧みに使う業者に注意し、契約前に自治体へ相談してください。

【問い合わせ先】

益城町都市計画課

☎ 096-286-3340